

平成 29 年 8 月 7 日

## 桜田支店の臨時休業に関する公告

山形市旅籠町三丁目 2 番 3 号  
株式会社 きらやか銀行  
取締役頭取 栗野 学

株式会社きらやか銀行は、店舗移転に伴う作業のため桜田支店を臨時休業しますので、定款 5 条及び銀行法第 16 条第 1 項に基づき公告いたします。

### 記

1. 業務を停止する営業店

(1) 営業店の名称

桜田支店

(2) 所在地

山形県山形市桜田東 4-8-41

2. 休業期間

平成 29 年 9 月 8 日（金）15 時から終日

3. 休業する業務

現金自動預払機（A T M）

4. 営業再開予定日

桜田支店は 9 月 11 日（月）より店舗を中央営業部に移転して営業いたします。

A T M につきましては 9 月 9 日（土）より現在地にて営業再開いたします。

これまで以上にサービス向上に努めてまいりますので、今後とも変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

移転日	移転場所
平成 29 年 9 月 11 日（月）	山形県山形市鉄砲町 2-21-30（中央営業部内）

以 上